



第65回

定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルスをはじめとする感染症拡大の収束がまだ見えない中、株主さまの安全確保および感染拡大防止のため、株主さまにおかれましては、当日の出席についてご検討いただきますようお願い申し上げます。

開催日時

2022年6月15日（水曜日）
午前10時（受付開始:午前9時）

開催場所

名古屋市東区葵三丁目16番16号
ホテル メルパルクNAGOYA
2階「瑞雲の間」
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役5名選任の件

書面による議決権行使期限:
2022年6月14日（火曜日）午後6時まで

株主の皆さまへ



株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

第65回定時株主総会を2022年6月15日(水)に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

株主総会の議案および事業の概要につき申しあげますので、ご覧くださいますようお願い申し上げます。

2022年5月

株式会社ヤマナカ 代表取締役社長 中野 義久

目次



「周年のお祝い」「地域との結びつき」「会社のはじまり」「次の100年へ」の4つのワードを意識したデザインです。地域社会との末長いお付き合いをという意味をこめた「あわじ結び」をベースに「Y」を組み合わせました。ヤマナカのはじまり「中野商店」の屋号を施した「のれん」の右下がめくれ上がるカタチは「次の100年」へ向けた挑戦を表しています。

招集ご通知	4
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	8
第2号議案 定款一部変更の件	9
第3号議案 取締役5名選任の件	11

(添付書類)	
事業報告	16
連結計算書類	37
計算書類	40
監査報告書	43
トピックス	48

当社グループは、2022年2月に創業100周年を迎え、次の100年に向けた成長戦略の基盤づくりのため、「企業理念」と「使命」を制定しております。

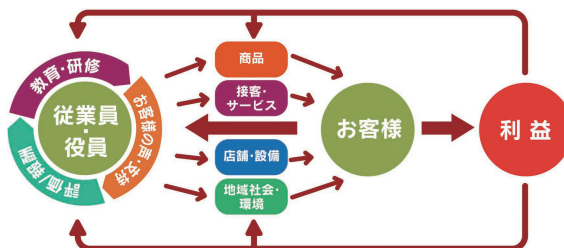
企業理念

- ① ヤマナカグループは、地域のお客様はじめすべての人たちの「健康」で「豊か」で「笑顔」あふれる「幸せ」な日常生活に貢献できることを目指します。そして、そのことがわれわれの「喜び」でもあり「幸せ」でもあると感じることができる企業グループを目指します。
- ② すべての従業員がヤマナカグループの一員であることに誇りを持って、「ヤマナカグループの主役」として自発的に生き活きと楽しく働き、やりがいと日々の成長を感じることができる企業グループを目指します。
- ③ ヤマナカグループは、常に世の中に新しい価値を生み出すことにチャレンジし、次の100年も地域になくってはならない身近な存在であり続けます。そして、地域の皆様から信頼され、地域とともに発展する企業グループとして、また、さまざまな取り組みを通じて地球環境にもやさしい企業グループを目指します。

◆概念図



◆「顧客価値を創造する」取り組みの循環図



使命

『顧客価値を創造する』

お客様にヤマナカグループの価値を認めていただくこと、ヤマナカで買い物をするに価値を感じていただくこと、そうした顧客価値を創り出すこと

企業行動憲章

1. 企業活動の基本姿勢

当社グループは、企業理念に基づきお客様に満足いただける品質、価値ある商品、安全かつ安心な商品、サービスなどお客様に喜ばれる販売活動を実施することにより地域社会の発展に寄与する。

2. 法令及び社会規範の遵守

当社グループは、社会から信頼される企業を目指し、法令、社会通念および社内ルールを遵守し、良識ある企業活動を実践する。また、当社グループは、社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える個人・団体とは、一切係わらないこととする。

3. 情報の開示

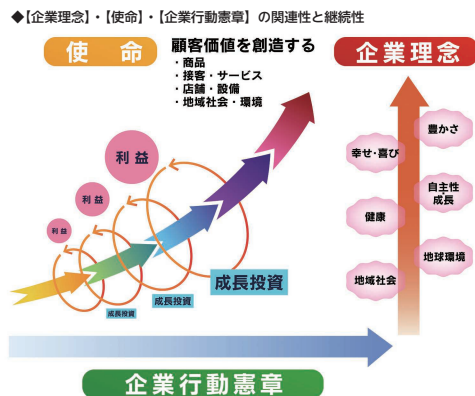
当社グループの定める開示ルールに基づき、必要な企業情報を公正かつ適時に開示する。

4. 地域環境への配慮

当社グループは、企業方針に基づき地球温暖化防止、資源有効利用などの環境問題に真摯に取り組み、地域社会との調和に努め、環境保全と地域社会発展が両立する継続的な活動をおこなうこととする。

5. 従業員の尊重

当社グループは、従業員の人格及び個性を尊重するとともに、職場環境の整備に取り組み、従業員がその能力を十分に発揮しうる健全な企業環境を確保する。



(証券コード8190)
2022年5月25日

株 主 各 位

名古屋市中村区岩塚町字西枝1番地の1

株 式 会 社 **ヤマナカ**

代表取締役社長 中 野 義 久

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染予防措置を講じた上で開催いたしますが、開催日時点での流行状況やご自身の健康状態をご考慮いただき、当日の出席についてご検討いただきますようお願い申し上げます。また、株主さまにおかれましては、インターネットまたは書面（郵送）により事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。なお、事前に議決権をご行使される場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2022年6月14日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2022年6月15日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時） |
| 2. 場 所 | 名古屋市東区葵三丁目16番16号
ホテル メルパルクNAGOYA 2階「瑞雲の間」
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第65期（2021年3月21日から2022年3月20日まで）事業報告、
連結計算書類および計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役5名選任の件 |

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表、計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.super-yamanaka.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載しております連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表となります。
 - 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.super-yamanaka.co.jp>）に掲載させていただきます。
 - 本株主総会の決議ご通知は、株主総会后、当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。
 - 株主総会后に株主の皆様にお送りしておりました「株主通信」につきまして「定時株主総会招集ご通知」と内容が一部重複しており、また重要な情報は、当社ウェブサイトに掲載させていただいていることから「第65期株主通信」より廃止させていただくことといたしました。

【株主の皆さまへのお願い】

- ・ 当日ご出席予定の株主さまは、健康状態に十分ご留意ください。また、マスクの着用、アルコール消毒液の使用、検温にご協力をお願いいたします。
- ・ ご高齢の方、持病をお持ちの方、妊娠されている方は、ご出席を見合わせることに十分にご検討ください。
- ・ 体調不良と思われる株主さまは、ご入場をお断りする場合がございます。
- ・ 例年同様にお土産の配布はいたしません。

議決権行使 についてのご案内

8頁以降の株主総会参考書類をご検討いただき、
以下のいずれかの方法により、議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただく場合

● 株主総会へ出席 ●



株主総会開催日時

2022年6月15日(水曜日)
午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参
いただき、会場受付にご提出下さい。

事前にご行使いただける場合

● 書面による議決権行使 ●

行使期限

2022年6月14日(火曜日)
午後6時00分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に
対する賛否をご表示いただき、行使
期限までに当社株主名簿管理人に
到着するようご返送下さい。

● 「スマート行使」によるご行使 ●

行使期限

2022年6月14日(火曜日)
午後6時00分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下
「スマートフォン用議決権行使ウェブ
サイトログインQRコード」をスマートフォ
ンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

● パソコン等によるご行使 ●

行使期限

2022年6月14日(火曜日)
午後6時00分行使分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙
に記載の議決権行使コード及びパスワード
をご利用のうえ、画面の案内に従って
議案に対する賛否をご登録下さい。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、
以下にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

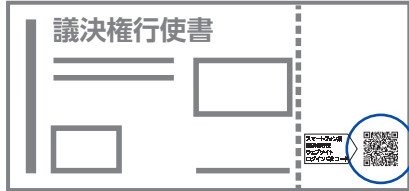
議決権行使に関する
パソコン等の操作方法について  0120-652-031 (9:00~21:00)

その他のご照会  0120-782-031 (平日9:00~17:00)

● 「スマート行使」によるご行使 ●

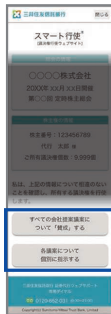
① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

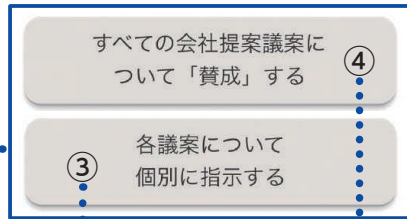


※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

② 議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。



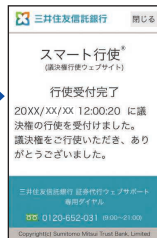
③ 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力下さい。



④ すべての会社提案議案について「賛成」する



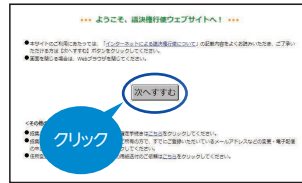
確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!

! 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

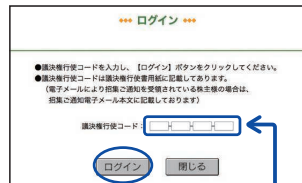
● パソコン等によるご行使 ●

① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



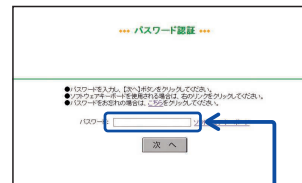
② ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力下さい。



③ パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力下さい。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

【期末配当に関する事項】

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営施策の1つとして位置づけ、安定的な配当を継続して行うことを基本としつつ、各事業年度の業績と将来の事業展開を勘案し、業績に応じた適正な利益配分を行うことを基本方針としております。この基本方針に基づき、第65期の期末配当につきましては、普通配当を1株につき5円とするとともに、2022年2月に当社創業100周年を迎えたことを記念して、これまでの株主の皆様のご支援にお応えするため、1株につき2円の記念配当を加え、合わせて1株につき7円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金 7円（普通配当5円、創業100周年記念配当2円）

総額 134,839,887円

これにより、中間配当金（1株につき5円）を含めた当期の年間配当金は、1株につき12円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月16日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p><削除></p> <p>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p>
<p><新設></p>	<p>2 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p><新設></p>	<p>附則</p> <p>第1条 変更前定款第16条の削除および変更後定款第16条新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役5名選任の件


取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらためて社外取締役2名を含む取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	
1	なかのよしひさ 中野義久	代表取締役社長 社長執行役員	再任
2	おがわ たつ や 小川達也	取締役副社長 副社長執行役員	再任
3	おおやま ひで き 大山秀樹	取締役 専務執行役員 本部長	再任
4	よしだ まさ き 吉田雅樹	取締役	再任 社外 独立
5	にわ ま すみ 丹羽真清	取締役	再任 社外 独立

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
<p>1</p> <p>再任</p>	 <p>なか の よし ひさ 中野義久 (1956年5月12日生)</p>	<p>1985年3月 当社入社 1990年6月 当社取締役 1992年6月 当社専務取締役 1994年6月 当社専務取締役 1996年2月 当社代表取締役副社長 1997年5月 当社代表取締役社長 2018年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 (現任)</p>	<p>3,500株</p>
<p>【取締役候補者とした理由】 中野義久氏は、1997年以来当社の代表取締役社長を務めており、経営者としての見識、豊富な経験と実績を有しております。スーパーマーケット事業に精通し、当社の経営全般を統括する最高責任者として適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>			
<p>2</p> <p>再任</p>	 <p>お がわ たつ や 小川達也 (1955年2月5日生)</p>	<p>1978年4月 株式会社東海銀行 (現株式会社三菱UFJ銀行) 入行 2006年10月 同行名古屋営業部長 2009年3月 当社入社 2010年6月 当社取締役 2013年3月 当社専務取締役 2018年3月 当社取締役副社長 2020年9月 当社取締役副社長 副社長執行役員 (現任)</p>	<p>13,200株</p>
<p>【取締役候補者とした理由】 小川達也氏は、金融機関において培った豊富な経験と知識、高い能力と見識を有しております。当社においては取締役副社長として、当社の経営全般を統括し、今後も当社グループ全体の経営戦略およびコーポレートガバナンス戦略の策定・推進に適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3 再任	 <p>おお やま ひで き 大山秀樹 (1962年5月7日生)</p>	1986年4月 三菱商事株式会社入社 2009年4月 同社農産ユニット 米・青果物チームリーダー 2013年2月 同社中部支社生活産業部長 2014年6月 アルビス株式会社専務取締役 2017年5月 当社入社 2017年6月 当社専務取締役 2020年9月 当社取締役 専務執行役員 本部長（現任）	3,900株
<p>【取締役候補者とした理由】 大山秀樹氏は、総合会社において培った豊富な経験と知識、高い能力と見識に加え、スーパーマーケット事業の企業経営に関する経験と実績を有しております。当社においては取締役専務執行役員として本部を統括し、今後も本部の責任者として営業戦略の策定・推進に適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>			
4 再任 社外 独立	 <p>よし だ まさ き 吉田雅樹 (1946年10月13日生)</p>	1970年4月 名古屋青果株式会社入社 1977年5月 同社取締役 1983年5月 同社常務取締役 1995年4月 同社代表取締役専務 2011年6月 同社取締役副社長 2014年5月 同社相談役（現任） 2015年6月 当社取締役（現任） <重要な兼職の状況> 名古屋青果株式会社相談役 学校法人名古屋合唱団専務理事 名古屋音楽学校名誉校長	1,800株
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】 吉田雅樹氏は、青果物の卸売事業に精通し、かつ長年にわたる会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。今後も独立した立場から経営全般に提言または助言をいただくことで、当社のコーポレートガバナンス体制を強化するために適任であると判断し、社外取締役候補者としております。また、当社が任意で設置する取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員長を務め、公正で透明な委員会運営を主導するとともに、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会へ答申するにあたり重要な役割を果たしております。選任後は、当社の社外取締役として経営における重要事項の決定や業務執行の監督、指名・報酬委員会の委員長の職務等を適切に遂行いただくことを期待しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
<p>5</p> <p>再任</p> <p>社外</p> <p>独立</p>	 <p>に わ ま す み 丹 羽 真 清 (1956年 1 月 7 日生)</p>	<p>1978年 4 月 チタカ・インターナショナル・フーズ株式会社入社</p> <p>1999年11月 デザイナーフーズ株式会社代表取締役社長</p> <p>2004年 6 月 デリカフーズ株式会社(現デリカフーズホールディングス株式会社)取締役</p> <p>2013年 4 月 同社代表取締役社長</p> <p>2017年 2 月 同社取締役(未来創造最高役員)</p> <p>2020年 3 月 デザイナーフーズ株式会社顧問 (現任)</p> <p>2020年 7 月 当社取締役 (現任)</p> <p><重要な兼職の状況></p> <p>一般社団法人食と農の生命科学研究会 代表理事</p> <p>一般財団法人日本ヘルスケア協会理事</p> <p>一般社団法人日本アマニ協会理事</p> <p>デザイナーフーズ株式会社顧問</p> <p>株式会社アグリガーデンスクール&アカデミー取締役</p>	<p>300株</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】</p> <p>丹羽真清氏は、「食と健康」の分野に精通し、かつ会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。食の専門家としての経験や知識を活かし、独立した立場から経営全般に提言または助言をいただくことで、当社のコーポレートガバナンス体制を強化するために適任であると判断し、社外取締役候補者としております。選任後は、会社経営者として「食や健康」の分野の豊富な経験と幅広い知識に基づく、経営的視点からの監督とアドバイスを期待しております。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 吉田雅樹氏および丹羽真清氏は、社外取締役候補者であります。
3. 吉田雅樹氏の当社の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって7年となります。また、丹羽真清氏の当社の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年11か月となります。
4. 吉田雅樹氏および丹羽真清氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 吉田雅樹氏および丹羽真清氏は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額としており、両氏が再任された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

【ご参考】

取締役の専門性と経験

本定時株主総会終結後の取締役（予定）に期待する知見・経験は、次のとおりであります。

取締役		取締役に期待する知見・経験							
		経営全般・経営戦略	事業戦略・新規事業開発	ESG	ガバナンス	リスクマネジメント・法務	人材育成	DX	財務・会計
中野義久	代表取締役社長 執行役員	○	○			○	○	○	
小川達也	取締役副社長 執行役員	○		○	○				○
大山秀樹	取締役専務 執行役員		○			○	○	○	
吉田雅樹	取締役(社外)	○			○	○	○		
丹羽真清	取締役(社外)	○	○	○				○	

(注) 上記は、各人の有するすべての専門性や経験等を表しているものではありません。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2021年3月21日から
2022年3月20日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により社会経済活動への制限が断続的に続く状況のなか、原油価格の高騰などの影響が顕在化し始めるなど先行きは極めて不透明な状況となっております。

食品小売業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長引いたことにより外出自粛下の巣ごもり消費による需要増加の効果が薄れるなか、エネルギーや商品の価格が上昇したことにより節約志向が一層強まるなど先行きが厳しい状況が続いております。

こうした状況のなか、当社グループは、グループ各社で連携を図りながら、お客様に提供する商品・サービス・接客のレベルを高めるとともに、地域社会への貢献や地球環境に配慮した活動を行っていくことなどにより、お客様に当社グループの価値を認めていただけるよう、成長戦略として、①顧客価値創造の実践、②従業員の成長戦略、③業務改革の断行、④リスクマネジメントの適正化に取り組んでおります。

顧客価値創造の実践では、商品施策において、100周年記念商品を2022年2月より本格的に販売を開始するとともに、商品力の強化や差別化を図るため、プライベートブランド商品、独自性の高いバイヤーいち押し商品やフランテ独自のこだわり商品などヤマナカ・フランテでしか購入できない“ヤマナカ・フランテならではの商品”の開発・展開の拡大を推進いたしました。その一例となりますが、デリカ部門で「愛知県産鶏塩唐揚げのベジタブル丼」がデリカテッセン・トレードショー お弁当・お惣菜大賞2022において優秀賞を受賞、グループ会社のサンデイリー株式会社が製造する「オイ飯! カレーうどん」が入選いたしました。



ヤマナカ・フランテならではの商品



お弁当・お惣菜大賞2022 優秀賞
愛知県産鶏塩唐揚げのベジタブル丼

販売施策においては、2月よりグラッチェカード会員様の特典を便利でお得な内容に変更し、3月中旬よりお客様により早く情報がお伝えできるよう「ヤマナカ公式アプリ」をリリースいたしました。店舗施策においては、2021年7月に太平通店（名古屋市中川区）、2021年11月にアスティ店（名古屋市中川区）、2022年3月に新中島店（名古屋市中川区）をリニューアルオープンし、生鮮・惣菜売場を大幅に拡大し、鮮度、品質、産地にこだわった商品を今まで以上に選びやすく買い回りしやすい売場に刷新いたしました。



鮮度の見える化
生鮮部門の販売強化



生鮮・惣菜売場大幅拡大
アスティ店

従業員の成長戦略では、従業員の成長・育成を推進すべく、従業員の長期的なキャリア計画策定、管理職の評価項目において人材育成のウエイトを高める評価基準への改定や女性活躍の一環として部門チーフ対象の「私らしい働き方を考える女性のキャリアセミナー」を実施いたしました。また、100周年を迎えた創業記念日の2022年2月7日にグループ全従業員に向けたグループ3社のトップメッセージと100周年事業計画概要の動画生配信を行い、当社グループで働くことが誇りに思えるよう労働環境の整備や教育研修のさらなる充実に取り組むことなどを示し、従業員の結束と意識向上を図りました。

業務改革の断行では、2022年2月に本社を八田フロンテ館の2階に移転し、現場主義の徹底、従業員間のコミュニケーションの活性化や意思決定のスピードアップおよび本部家賃削減による本部生産性向上を図りました。また、当連結会計年度より刷新した本部と店舗間のコミュニケーションツールを活用し、店舗と本部のコミュニケーションを高め全社での業務効率化も図りました。

リスクマネジメントの適正化では、2021年6月改訂のコーポレート・ガバナンスコードに基づき当社の対応状況を精査・整理し、2021年12月にコーポレート・ガバナンス報告書を取締役に期待する知見や経験を「取締役のスキルマトリクス」で記載するなどの改訂を行い名古屋証券取引所へ提出をいたしました。

その他、当社株式に対する投資に魅力を感じていただけるよう、株主優待制度の優待内容を変更いたしました。1年以上保有して頂ける株主様には特典が増えるなど当社株式を一

定数以上かつ1年以上継続保有して頂ける株主様への特典の充実、当社が発行するポイントおよび電子マネーカード「グラッチェプラスカード」への電子マネーをチャージできる引換券などが選択頂けるようお客様株主様への特典の充実を図りました。

「当社グループは、企業理念の実現を目指し、使命である顧客価値創造の1つとして、E S G活動を継続的に取り組んでいく」ことを「E S G活動方針」として制定し、温室効果ガス削減、食品ロス削減、容器包装使用量削減の環境負荷低減の活動や地域のお客様と共に発展する企業として社会貢献活動に取り組んでおり、インナーコミュニケーションの一環として毎月「E S G通信」を作成、全社に発信し取り組みやその進捗の共有も図っております。容器包装による環境負荷低減の活動では、原油から新しく作る食品トレーに比べCO₂排出量が30%低減されるトレー・ペットボトルから再生した「エコトレー」を導入いたしました。なお、当社では店頭にて食品トレーなどの資源回収も実施しております。

また、地域社会貢献活動では、大規模災害時の一時避難場所として新中島店において中島学区と地域防災協定を締結いたしました。新中島店を含め一時避難場所としての地域防災協定を12店で締結しております。その他、ウクライナの人々の支援をしたいと考えているお客様の気持ちにお応えすべく、ウクライナでの人道危機対応およびウクライナからの避難民を受け入れる周辺国とその他の国々における救援活動を支援するための店頭募金活動を実施いたしました。

以上のような施策の実践により、当連結会計年度における経営成績は、巣ごもり消費の急拡大により販売が好調だった前年からの反動などもあり、既存店売上高が前年同期比97.5%と減少したことから、売上高に営業収入を加えた営業収益は963億82百万円（前期比3.4%減）となりました。利益面においては、売上高の減少に伴い、営業利益は10億72百万円（前期比47.6%減）、経常利益は12億20百万円（前期比43.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は7億21百万円（前期比19.6%減）となりました。

なお、セグメント別の実績については、当社グループは「小売事業及び小売周辺事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、12億9百万円であります。

その主な設備投資の内容は、太平通店、アスティ店、新中島店など既存店活性化のための改装投資、八田フロンテ館2階への本社移転のための事務所増築投資、セルフ精算レジの導入などのシステム投資であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く状況は、少子高齢化による小売業全体の市場規模縮小に加え、ドラッグストアやネット通販など業種・業態を越えた販売競争や他エリアからの同業の進出など競争が激化するとともに、原油価格高騰による光熱費高騰、商品・原材料の仕入れ価格の上昇、人手不足の高まりや最低賃金の上昇による人件費の増加など経営環境は厳しさを増しております。また、ウクライナ情勢を受けた世界経済の見通しの悪化、エネルギー価格の高騰や円安進行による物価高などにより、経済活動の停滞や景気の冷え込みが続くことが懸念されます。

こうした状況のなか、当社グループは、2023年3月期を2年目とする新中期3ヵ年計画において、成長戦略として持続的成長のための好循環を創出すべく、①顧客価値創造の実践、②従業員の成長戦略、③業務改革の断行、④リスクマネジメントの適正化に引き続き取り組んでまいります。

顧客価値創造の実践への取り組みでは、ヤマナカ・フランテでしか購入できないお客様がワクワクドキドキと心躍る“ヤマナカ・フランテならではの商品”の拡大、大型改装や最新フォーマットの既存店への導入などによる生鮮・デリカ部門の強化、100周年記念商品や記念企画の実施、ヤマナカ公式アプリを通じたグラッチェカード会員様向けデジタル販促や店舗とお客様のお手元までのラストワンマイル対応としてダイレクトマーケティングに取り組む、皆様の「健康」で「豊か」で「笑顔」のあふれる「幸せ」な日常生活に貢献できるよう取り組んでまいります。

従業員の成長戦略への取り組みでは、店舗従業員、特にパートナーを主体とする店舗運営を推進するためのパートナーのOJT教育を行う社員教育の充実、若手社員抜擢・女性社員活躍・シニア社員活性化の体系的な取り組み、改善提案表彰などの社内表彰制度の改訂など、従業員の能力開発や評価・処遇の整備に取り組んでまいります。また、当社グループ全体で「健康経営」を推進し、従業員一人ひとりがいきいきと働き、心身ともに健康で楽しく仕事ができる職場環境の整備に取り組んでまいります。

業務改革の断行への取り組みでは、店舗での最新設備・什器の導入による業務の簡素化、システム導入・更改およびデジタル化によるペーパーレス推進、本部適正人員化による本部生産性の向上に取り組んでまいります。

リスクマネジメントの適正化への取り組みでは、個人情報管理、南海トラフ地震、新型コロナウイルス感染症、資源や原材料などの価格高騰や金利上昇への対応を進めてまいります。特に情報セキュリティ体制について、2022年4月に施行された改正個人情報保護法を遵守するとともに、当社のシステムに対するサイバー攻撃や不正アクセスの脅威へのセキュリティ強化に努めてまいります。

また、地球温暖化防止、廃棄物削減などの環境保全の取り組みや、地域防災協定の締結、ホスピタリティの発揮など地域のお客様と共に発展するための社会貢献活動に積極的に取り組むとともに、社会から信頼される企業として法令・社会規範の遵守や積極的な情報公開に努めるなど地球環境・地域社会にやさしい企業グループを目指し、「ESG活動」に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

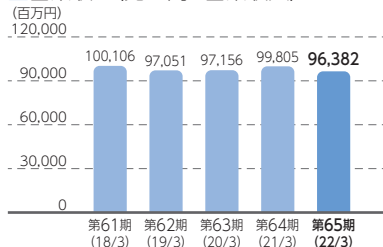
(5) 財産および損益の状況の推移

区分	期別	第 62 期	第 63 期	第 64 期	第 65 期
		2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	(当連結会計年度) 2022年3月期
営業収益 (百万円)		97,051	97,156	99,805	96,382
経常利益 (百万円)		895	771	2,164	1,220
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)		491	353	897	721
1株当たり当期純利益		25円66銭	18円46銭	46円85銭	37円66銭
総資産 (百万円)		36,493	36,462	42,163	40,370
純資産 (百万円)		15,441	15,081	16,573	16,928
1株当たり純資産額		806円12銭	787円37銭	865円22銭	883円55銭

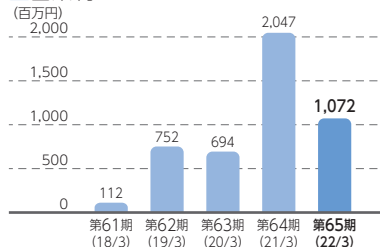
- (注) 1. 1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額については、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算出しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改訂」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第63期の期首から適用しており、第62期における総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額になっております。

【ご参考】

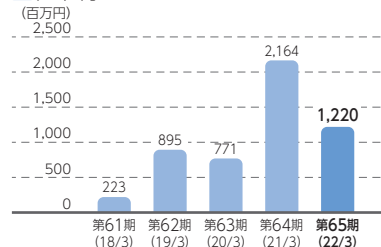
■ 営業収益(売上高+営業収入)



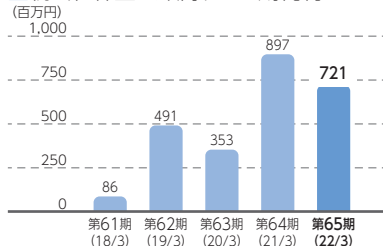
■ 営業利益



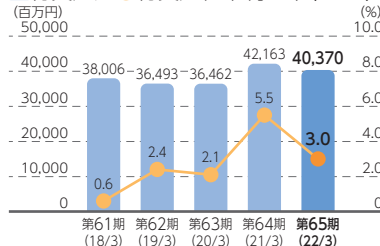
■ 経常利益



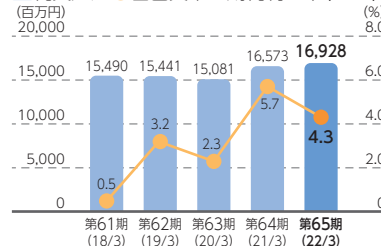
■ 親会社株主に帰属する当期純利益



■ 総資産 / ● 総資産経常利益率 (ROA)



■ 純資産 / ● 自己資本当期純利益率 (ROE)



(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
プレミアムサポート株式会社	30	100.0	店舗・設備等の管理メンテナン スおよびスポーツクラブの運営
サンデリー株式会社	31	100.0	日配品・米飯類の製造・販売 および店舗等の賃貸

(注) 当連結会計年度において、当社を存続会社とし、株式会社アイビーを消滅会社とする吸収合併を行ったため、同社を連結の範囲から除外しております。

(7) 主要な事業内容

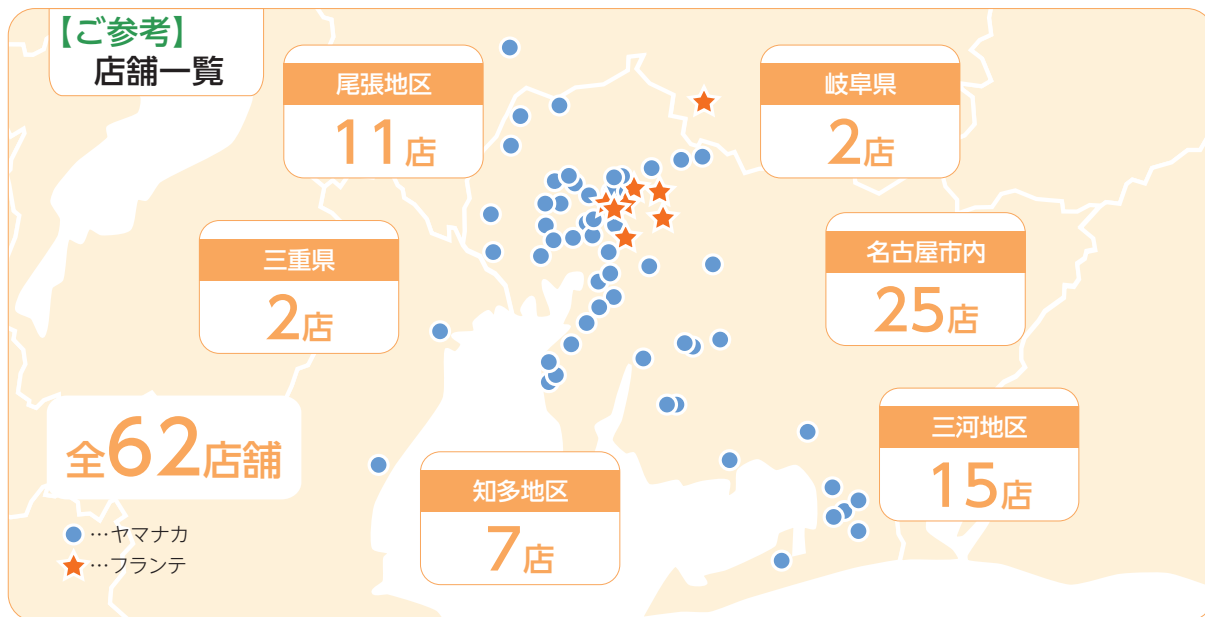
当社グループは、食品スーパーマーケット事業を中核とする小売事業およびそれに附帯する小売周辺事業を営んでおります。

(8) 主要な事業所

①当 社

本 社 名古屋市中村区
 物 流 セ ン タ ー 大府東海物流センター（愛知県東海市）
 生 鮮 加 工 セ ン タ ー しおなぎ生鮮センター（名古屋市港区）
 店 舗 62店舗

所在地	店 舗 名	店舗数	
愛知県	八事フランチ・覚王山フランチ・富士見台フランチ・白壁フランチ 極楽フランチ・四軒家フランチ・勝川フランチ・八田フランチ館 新中島店・白土フランチ館・一宮フランチ館・西枇杷フランチ館 大府フランチ館・安城フランチ館・豊橋フランチ館・汐田フランチ館 赤岩フランチ館・アルテ新舞子・アルテ岡崎北・アステイ店 稲葉地店・大曾根店・小田井店・柴田店 清水店・庄内通店・滝ノ水店・つるまい店 則武店・日比野店・松原店・瑞穂店 みなと当知店・安田店・神守店・パディー店 追進店・味美店・鳥居松店・三郷店 共栄店・東海店・高横須賀店・粕谷台店 知多店・常滑青海店・豊田陣中店・高浜店 新安城店・西尾下町店・西尾寄住店・形原店 御油店・西羽田店・二川店・田原店 太平通店・アイビー長久手店	58店舗	
	三重県	四日市富田フランチ館・アルテ津新町	2店舗
	岐阜県	多治見フランチ・忠節フランチ館	2店舗



ヤマナカ



フランテ

②主要な子会社

会 社 名	本 社
プ レ ミ ア ム サ ポ ー ト 株 式 会 社	名 古 屋 市 緑 区
サ ン デ イ リ ー 株 式 会 社	愛 知 県 安 城 市

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
866名 (2,647名)	44名減 (154名減)

(注) 従業員数は就業人員であり、パート社員等の数は()に年間の平均雇用人員を8時間換算により外書で記載しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
781名 (2,402名)	14名減 (93名減)	46.7歳	22.2年

(注) 1. 従業員数には、関係会社等への出向者(12名)および臨時雇用者を含んでおりません。
2. 従業員数は就業人員であり、パート社員等の数は()に年間の平均雇用人員を8時間換算により外書で記載しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	5,133
株式会社みずほ銀行	2,805
株式会社三井住友銀行	983
株式会社名古屋銀行	645
三井住友信託銀行株式会社	520

(注) 上記借入金残高には、当連結会計年度末の下記社債残高が含まれております。
株式会社三菱UFJ銀行適格機関投資家限定無担保社債 1,620百万円
株式会社みずほ銀行保証付および適格機関投資家限定無担保社債 2,265百万円

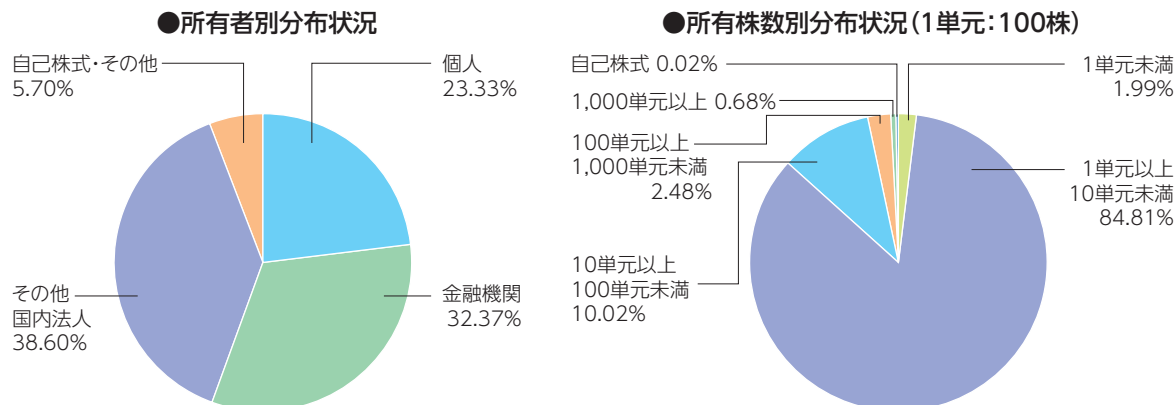
2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 20,425,218株 (自己株式1,162,377株を含む)
 (3) 株主数 4,832名
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
ヤマナカ共栄会	2,351,231	12.20
株式会社なかの	2,127,260	11.04
株式会社三菱UFJ銀行	962,044	4.99
株式会社みずほ銀行	888,534	4.61
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	815,900	4.23
セコム損害保険株式会社	599,294	3.11
第一生命保険株式会社	553,000	2.87
三井住友信託銀行株式会社	514,800	2.67
株式会社名古屋銀行	459,294	2.38
小出長徳	404,300	2.09

- (注) 1. 当社は、自己株式1,162,377株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 2. 2016年8月より当社の取締役(社外取締役を除きます)に対するの業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT (=Board Benefit Trust))」を導入しております。なお自己株式には、株式給付信託(BBT)導入において設定した、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する102,800株を含んでおりません。

【ご参考】株式分布状況



3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(2022年3月20日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	中野義久	
取締役副社長 副社長執行役員	小川達也	
取締役 専務執行役員	大山秀樹	本部長
取締役	吉田雅樹	名古屋青果株式会社相談役 学校法人名古屋合唱団専務理事 名古屋音楽学校名誉学校長
取締役	丹羽真清	一般社団法人食と農の生命科学研究会代表理事 一般財団法人日本ヘルスケア協会理事 一般社団法人日本アマニ協会理事 デザイナーフーズ株式会社顧問 株式会社アグリガーデンスクール&アカデミー 取締役
常勤監査役	福井久造	
監査役	笠松栄治	税理士法人笠松&パートナーズ代表社員 セイノーホールディングス株式会社社外監査役
監査役	横井陽子	栄監査法人代表社員 横井公認会計士事務所長

- (注) 1. 取締役 吉田雅樹氏および取締役 丹羽真清氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 笠松栄治氏および監査役 横井陽子氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役 吉田雅樹氏、取締役 丹羽真清氏、監査役 笠松栄治氏および監査役 横井陽子氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
 4. 監査役 笠松栄治氏および監査役 横井陽子氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等をこれにより填補することとしております。なお、当該保険契約の保険料は、全額を当社が負担しております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めております。その概要は以下のとおりです。

当社取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的に取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、短期業績連動報酬および長期インセンティブ型報酬である業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」から構成され、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとしております。

基本報酬は、月例の固定報酬とし、業界あるいは同規模の他企業の水準を勘案の上、役位毎の職責に応じて定めることを基本としております。

短期業績連動報酬は、会社の業績達成度合いを反映した金銭報酬とし、各取締役の業績に対する貢献度・成果を每期評価して算出された額を一定の時期に支給することを基本とし、目標となる指標とその値は、中期3カ年計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うこととしております。

業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」は、役位およびあらかじめ定められた中期3カ年計画に基づく業績指標の達成度等に応じて、各取締役に対して每期ポイントが付与され、退任時にポイント数に応じて株式を支給し、一定割合については金銭での支給としております。

なお、決定方針は、指名・報酬委員会において審議・承認し、指名・報酬委員会の承認内容を尊重して、取締役会が決定しております。

当社では、取締役の報酬配分を決定するに当たって、透明性・客観性を確保するために、取締役会の諮問機関として社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役会に各取締役の業績評価と報酬額を答申する手続きを経た上で、取締役会の決議に基づき報酬額を決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。なお、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能させる観点から、各取締役の役位、職責等を勘案して決定しております。

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から基本報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

(指名・報酬委員会)

当社は、取締役、監査役の指名、報酬に係る決定プロセスの透明性・客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。

指名・報酬委員会の委員は、取締役会の決議によって選任された5名の委員で構成し、その中の3名は独立社外役員としております。

指名・報酬委員会の委員長は、委員の中から取締役会の決議によって選定しております。

指名・報酬委員会は、取締役会の諮問に応じて、主に次の事項について審議をし、取締役会へ答申をしております。

- ・取締役、監査役候補者の選任または解任を行うにあたっての方針および手続きに関する事項
- ・株主総会に付議する取締役、監査役候補者の選任または解任に関する事項
- ・代表取締役および役付取締役の選定または解職に関する事項
- ・当社連結子会社の代表取締役候補者の選任または解任に関する事項
- ・取締役の報酬を決定するにあたっての方針および手続きに関する事項
- ・取締役の報酬に係る制度設計に関する事項
- ・取締役の個人別の報酬等の内容に関する事項
- ・当社連結子会社の代表取締役の報酬等の内容に関する事項
- ・代表取締役社長等の後継者計画に関する事項

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬等の額は、2005年6月15日開催の第48回定時株主総会において報酬限度額は年額170百万円以内と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人相当額は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。

上記報酬等の他、取締役（社外取締役を除く）に対しては、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入しております。本制度につきましては、2016年6月14日開催の第59回定時株主総会において、上記報酬等限度額とは別枠で決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は6名です。

当社監査役の金銭報酬の額は、2003年6月17日開催の第46回定時株主総会において年額45百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		金銭報酬		株式報酬	
		基本報酬	業績連動報酬	業績連動報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	117	82	22	12	3
監査役 (社外監査役を除く)	13	13	—	—	1
社外取締役	8	8	—	—	2
社外監査役	10	10	—	—	2

- (注) 1. 金銭報酬の業績連動報酬は、前連結会計年度の連結当期純利益の達成度等を業績指標としております。前連結会計年度の連結当期純利益は897百万円となりました。
2. 株式報酬の業績連動報酬は、当連結会計年度の連結売上高、連結営業利益、連結ROEの達成度等を業績指標としております。当連結会計年度の連結売上高は91,660百万円、連結営業利益は1,072百万円、連結ROEは4.3%となりました。なお、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT)」に基づき、当事業年度に計上した役員株式給付引当金繰入額を記載しております。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先と当社との関係
社外取締役	吉 田 雅 樹	名古屋青果株式会社の相談役、学校法人名古屋合唱団の専務理事および名古屋音楽学校の名誉学校長を兼務しております。なお、当社とこれらの兼職先との間には、特別な関係はありません。
社外取締役	丹 羽 真 清	一般社団法人食と農の生命科学研究会の代表理事、一般財団法人日本ヘルスケア協会の理事、一般社団法人日本アマニ協会の理事、デザイナーフーズ株式会社の顧問および株式会社アグリガーデンスクール&アカデミー取締役を兼務しております。なお、当社とこれらの兼職先との間には、特別な関係はありません。
社外監査役	笠 松 栄 治	税理士法人笠松&パートナーズの代表社員およびセイノーホールディングス株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社とこれらの兼職先との間には、特別な関係はありません。
社外監査役	横 井 陽 子	栄監査法人の代表社員および横井公認会計士事務所の所長を兼務しております。なお、当社とこれらの兼職先との間には、特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	吉 田 雅 樹	取締役会は17回開催され、そのすべてに出席し、会社経営者としての豊富な経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜意見を述べるとともに、経営全般にわたり助言・提言を行っております。また、当社が任意で設置する取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員長を務め、8回開催のすべてに出席し、公正で透明な委員会運営を主導するとともに、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会へ答申するにあたり重要な役割を果たしております。
社外取締役	丹 羽 真 清	取締役会は17回開催され、そのすべてに出席し、会社経営者としての豊富な経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜意見を述べております。また、取締役会の場において、食と健康の第一人者としての経験を活かし、鮮度管理や商品情報の伝え方などの提言を行っております。また、当社が任意で設置する取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会に2021年6月に就任後5回開催のすべてに出席し、公正で透明な委員会運営のために適宜意見を述べるなど、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会へ答申するにあたり重要な役割を果たしております。
社外監査役	笠 松 栄 治	取締役会は17回開催され、そのすべてに出席し、公認会計士としての専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜質問するとともに意見を述べております。同じく監査役会は15回開催され、そのすべてに出席し、監査の方法その他の監査役職務の執行に関する事項について、意見の表明を行っております。また、当社が任意で設置する取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会に8回開催のすべてに出席し、公正で透明な委員会運営のために助言を行うなど、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会へ答申するにあたり重要な役割を果たしております。
社外監査役	横 井 陽 子	取締役会は17回開催され、そのうち16回に出席し、公認会計士としての専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜質問するとともに意見を述べております。同じく監査役会は15回開催され、そのすべてに出席し、監査の方法その他の監査役職務の執行に関する事項について、意見の表明を行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員全員との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	28百万円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の概要、会計監査人の業務遂行状況および報酬見積り算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、収益認識基準の適用に関する助言に係る対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合、その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

【業務の適正を確保するための体制】

業務の適正を確保するための体制の整備について、当社の取締役会において決議した事項は、次のとおりであります。

当社グループは、企業理念を実現するために、以下のとおり内部統制システムの構築に関する基本方針を定める。

(1) 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役および使用人が法令および定款はもとより、社会規範・企業倫理を遵守した行動をとるために当社グループ全体に適用する「企業行動憲章」を定め、周知徹底する。
- ②代表取締役社長を委員長としたコンプライアンス委員会は、社内規程および管理体制等の基盤整備に努めるとともに、当社グループにおけるコンプライアンスの教育・啓発を実施する。また、当社グループの内部通報制度としてコンプライアンス通報相談窓口を設置し、コンプライアンス違反の早期発見に努める。
- ③社外取締役を複数選任することで、取締役の職務執行に対する監督・監視機能を維持・向上する。
- ④当社の内部監査室は、当社グループにおける内部統制システムの有効性をモニタリングして、適切かつ効果的に遂行されていることを検証する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①株主総会議事録、取締役会議事録等法定文書のほか、稟議書等取締役の職務の執行に係る重要文書や、職務執行・意思決定に係る情報については、法令および取締役会規程ならびにその他社内規程に基づき適切に保存・管理する。
- ②情報セキュリティに関する規程を整備し、それに基づき責任体制を明確化し、情報資産の安全性および信頼性を確保する。
- ③取締役の職務執行に係る情報は、取締役および監査役等から要求のあった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社グループのリスク管理に関する事項を統括する組織として代表取締役社長を委員長としたリスク管理委員会を設置し、当社グループを取り巻くリスクの特定およびリスクの顕在化を防止するための手続きや体制ならびにリスクが顕在化した場合の対応方針や体制整備に関する重要事項を決定する。

- ②事業活動に伴う各種のリスクについては、各主管部署ならびに当社グループ各社のリスク責任者を中心に評価・対応を行い、当社グループ全般に係るリスクについてはリスク管理委員会で対応する。
- ③緊急事態に備えて早期復旧戦略と代替戦略を記載した事業継続計画（BCP）を策定し、重要業務の中断による業績・信用低下のリスク軽減を図る。また、事業継続計画は定期的に内容を見直すとともに定期的な訓練実施により周知を図る。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社グループ各社は、取締役会を定期的開催し経営に係る重要事項の決定および相互に取締役の職務執行の監督を行う。
- ②当社は、執行役員制度を導入し取締役会の意思決定機能と監督機能の強化および職務執行の効率化を推進する。
- ③執行役員および当社グループの業務執行責任者は、当社グループ中期経営計画および年度事業計画達成のため、それぞれの業務計画を策定し機動的に執行する。
- ④当社グループ各社は、業務の簡素化、組織のスリム化およびITの適切な利用を通じて、業務の効率化を推進する。

(5) 当社グループの取締役の職務の執行に係る当社への報告に関する体制ならびに当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①当社グループの総合的な事業の発展を図るため、各社の経営課題解決のための積極的支援など連結経営管理基盤を体系的に整備する。
- ②グループ会社に対して原則として取締役および監査役を派遣し、各社における職務の執行が法令および定款に適合するよう監督、監査する。
- ③グループ会社における経営の独立性を尊重しつつ、グループ会社の管理に関する規程に基づき、各社の営業成績、財務状況など重要な情報について当社への定期的な報告を求める。
- ④当社の内部監査室は、業務の適正性に関して当社およびグループ各社を定期的に監査し、内部統制の有効性と妥当性を確保する。また、監査の結果については取締役会および監査役会に報告する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査役より要請あるときはその求めに応じ、監査役の業務を補助する使用人として適切な人材を配置する。
- ②当該使用人は、他部署の使用人を兼務せずもっぱら監査役の指揮命令に従うこととする。
- ③当該使用人の任命、異動、処遇については、監査役会の同意を得た上で決定する。

(7) 当社グループの取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- ①当社グループの取締役および使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を実施する。
- ②当社グループの取締役および使用人は、法令等の違反行為および当社グループの業績、信用に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第直ちに当社監査役に報告する。
- ③当社グループ共通のコンプライアンス通報相談窓口で受け付けた重要情報については、事実確認した上で迅速に当社監査役に報告する。
- ④当社の内部監査室および人事総務チーム等は、定期的に当社監査役に当社グループにおける内部統制、コンプライアンス、リスク管理等の現況を報告する。

(8) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①当社グループは、当社監査役へ報告を行った者に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない旨を周知するとともに、報告された情報については厳重に管理する。

(9) 監査役 of 職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ①監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除いて、速やかに当該費用または債務を処理する。

(10) その他監査役 of 監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①代表取締役は監査役と相互の意思疎通を図るため、定期的に意見交換を実施する。
- ②監査役は効率的な監査を行うため、内部監査室と定期的に協議および意見交換を実施し、必要に応じて調査・報告を求めることができる。
- ③監査役は月1回監査役会を開催し、監査実施状況について情報交換および協議を行うとともに会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

(11) 財務報告 of 信頼性を確保するための体制

- ①当社グループは、財務報告 of 信頼性を確保するため、財務諸表等が適正に作成されるシステムおよび体制が有効に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うことにより金融商品取引法およびその他関係法令等に対する適合性を確保する。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備に関する体制

- ①当社グループは、「企業行動憲章」に基づき社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。
- ②これら反社会的勢力による不当要求等に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で対応する。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当社は、取締役会において決議された「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための体制を運用しております。

本年度の主な取組状況は以下のとおりであります。

《法令遵守体制》

- ・当社グループの普遍的な企業の価値観、存在意義を「企業理念」として定め、「企業行動憲章」を実践し、「顧客価値創造」の実現に向けて一丸となって取り組むことを、当社グループ全体に周知した。
- ・内部通報事案に対して事実確認・対応・再発防止を実施するとともに、重要事項については適宜、代表取締役社長および監査役に報告した。

《情報保存管理体制》

- ・株主総会議事録、取締役会議事録ならびに決裁稟議書等は、「文書取扱規程」に基づき所定場所にて管理し、業務の効率性を図った。
- ・改正個人情報保護法の改正ポイントおよび対処方法について社内に周知するとともに、当社のシステムに対するサイバー攻撃や不正アクセスの脅威へのセキュリティ強化に努めた。

《損失危機管理体制》

- ・2021年6月改訂のコーポレート・ガバナンスコードに基づき当社の対応状況を精査・整理し、2021年12月にコーポレート・ガバナンス報告書を取締役に期待する知見や経験を「取締役のスキルマトリクス」で記載するなどの改訂を行い名古屋証券取引所へ提出した。
- ・リスク管理委員会を年4回開催し、リスクマネジメントの適正化について協議を重ね、社内外に潜むリスクを把握し、リスクを起こさせない、もしくは最小化させるための対処方法を決定、可視化させました。引き続き適切なリスクに対応をすべく体制を整備してまいります。

＜効率性確保体制＞

- ・取締役会を17回（定例取締役会：13回、臨時取締役会：4回）開催し、経営方針・経営戦略など重要事項について意思決定した。
- ・会議の効率的な運営、議案の徹底した議論の実施、顧客価値創造実践の徹底・定着等を図るため、ウィークリーミーティングを毎週1回開催することにより、経営の意思決定と業務執行の迅速化を図った。
- ・取締役会は取締役の職務執行を監督するため、各取締役から月度の業務執行状況に関して報告を受け、その内容を取締役会議事録に記録した。
- ・取締役会は、主要な組織に執行役員を配置し、迅速かつ適切な経営判断を実施した。

＜企業集団内部統制＞

- ・取締役会は、グループ各社の月次業績について報告を受けるとともに、当社グループの経営目標と進捗状況、経営課題およびその対策について審議し意思決定した。
- ・内部監査室は、グループ各社に対して全社的な内部統制に基づく評価を実施し、その結果を取締役会および監査役会に報告した。
- ・リスク管理委員会において連結子会社各社社長が参加し、課題共有・意見交換実施と各社リスクの特定・対応・評価報告を実施した。

＜財務報告内部統制＞

- ・取締役会は、本年度内部統制活動の事業拠点および業務プロセスの評価範囲について決議し、それに基づき整備評価および運用評価を実施した。

＜監査役監査の実効性確保体制＞

- ・監査役会を15回開催し、監査実施状況について情報交換および協議した。
- ・監査役会は、四半期毎に会計監査人と会計監査に関する意見交換を実施した。
- ・監査役は、代表取締役社長および業務執行責任者と定期的な意見交換を実施した。
- ・監査役は、取締役会、コンプライアンス・リスク管理委員会等の重要会議に出席した。
- ・監査役は、専任の監査役スタッフ1名を継続して配置し、監査役監査の実効性向上と監査職務の円滑遂行を図った。
- ・監査役は、内部監査室から内部監査計画その他モニタリングの実践計画およびその実施状況について、適時かつ適切な報告を受けた。

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月20日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	8,641	流 動 負 債	12,459
現金及び預金	3,492	買掛金	5,048
売掛金	1,321	短期借入金	200
商品及び製品	2,507	一年内償還予定社債	1,450
仕掛品	0	一年内返済予定長期借入金	1,580
原材料及び貯蔵品	71	未払金	1,371
その他	1,249	未払費用	1,065
貸倒引当金	△0	未払法人税等	122
固 定 資 産	31,693	未払法引当金	316
有 形 固 定 資 産	22,752	ポイント引当金	120
建物及び構築物	7,871	その他の	1,184
機械装置及び車輛運搬具	478	固 定 負 債	10,981
器具及び備品	610	社債	2,435
土地	13,340	長期借入金	5,532
リース資産	327	リース債務	261
建設仮勘定	124	預り保証金	822
無 形 固 定 資 産	742	繰延税金負債	392
借地権	255	役員株式給付引当金	67
ソフトウェア	380	資産除去債務	1,299
その他	106	その他	170
投資その他の資産	8,197	負 債 合 計	23,441
投資有価証券	2,733	(純 資 産 の 部)	
差入保証金	4,500	株 主 資 本	15,892
繰延税金資産	13	資本	4,220
退職給付に係る資産	678	資本金	6,538
その他	320	利益剰余金	7,092
貸倒引当金	△48	自己株式	△1,958
繰 延 資 産	35	その他の包括利益累計額	1,036
社債発行費	35	その他有価証券評価差額金	850
資 産 合 計	40,370	退職給付に係る調整累計額	186
		純 資 産 合 計	16,928
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	40,370

連結損益計算書

(2021年3月21日から
2022年3月20日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上	上		91,660
売上	上	原価	68,207
営業	業	総収入	23,452
販売	費	総収入	4,722
営業	費	総収入	28,174
販売	費	一般管理費	27,102
営業	業	利益	1,072
受取	利	息	56
持分	法	に	14
情報	報	提	48
補	助	金	32
そ	の	収	92
営業	外	費	244
支社	債	払	53
支	払	保	18
そ	の	証	11
経	常	利	12
		益	96
特	別	利	1,220
投	資	有	52
資	有	価	52
別	損	失	68
固	定	資	26
減	損	除	94
		却	26
税	金	等	1,178
法	人	税	373
法	人	税	83
当	期	純	721
親	社	株	721
会	社	主	721
に	帰	属	721
す	る	当	721
期	純	利	721
益			721

連結株主資本等変動計算書

(2021年3月21日から
2022年3月20日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	4,220	6,538	6,563	△1,962	15,359
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	△192	-	△192
親会社株主に帰属 する当期純利益	-	-	721	-	721
自己株式の取得	-	-	-	△0	△0
株式給付信託に対する自己株式の処分	-	-	-	3	3
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	528	3	532
当 期 末 残 高	4,220	6,538	7,092	△1,958	15,892

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	1,047	165	1,213	16,573
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	△192
親会社株主に帰属 する当期純利益	-	-	-	721
自己株式の取得	-	-	-	△0
株式給付信託に対する自己株式の処分	-	-	-	3
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△197	20	△176	△176
当 期 変 動 額 合 計	△197	20	△176	355
当 期 末 残 高	850	186	1,036	16,928

貸借対照表

(2022年3月20日現在)

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
流	(資 産 の 部)	8,472	流	(負 債 の 部)	11,946
	現 金 及 び 預 金	3,267		買 掛 金	4,978
	商 売 掛 金	1,300		一 年 内 償 還 予 定 社 債	1,450
	貯 蔵 品	2,488		一 年 内 返 済 予 定 長 期 借 入 金	1,580
	未 収 入 金	39		未 払 金	1,331
	関 係 会 社 短 期 貸 付 金	873		未 払 法 人 税	982
	そ の 他 の 引 当 金	120		未 預 算 引 当 金	114
		382		ポ イ ン ト の 引 当 金	908
		△0		そ の 他 の 引 当 金	297
固	定 資 産	30,232	固	定 負 債	10,841
	有 形 固 定 資 産	21,471		社 債	2,435
	建 構 物	7,025		長 期 借 入 金	5,532
	機 械 及 び 装 置	235		一 年 以 上 の 借 入 金	170
	車 輜 運 搬 具	443		預 算 保 証 金	921
	器 具 及 び 備 品	0		繰 上 税 金 負 債	303
	土 地	603		役 員 株 式 給 付 引 当 金	67
	一 般 資 産	12,806		資 産 除 去 債 務	1,242
	建 設 仮 勘 定 資 産	233		そ の 他 の 債 務	169
		124		負 債 合 計	22,788
	無 形 固 定 資 産	723		(純 資 産 の 部)	
	借 地 権	247		株 主 資 本	15,101
	ソ フ ト ウ ェ ア	370		資 本 金	4,220
	そ の 他 の 資 産	105		資 本 剰 余 金	5,766
	投 資 所 有 権 の 資 産	8,038		資 本 準 備 金	5,766
	関 係 会 社 株 式	2,020		利 益 剰 余 金	6,047
	関 係 会 社 長 期 貸 付 金	532		そ の 他 の 利 益 剰 余 金	570
	保 険 積 立 金	442		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	5,476
	差 入 保 証 金	137		別 途 積 立 金	536
	長 期 前 払 費 用	4,355		繰 上 利 益 剰 余 金	960
	前 払 年 金 費 用	141		自 己 株 式	3,980
	そ の 他 の 引 当 金	412		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△932
		43		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	850
		△48			850
繰	延 資 産	35		純 資 産 合 計	15,951
	社 債 発 行 費	35		負 債 ・ 純 資 産 合 計	38,740
	資 産 合 計	38,740			

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

トピックス

損 益 計 算 書

(2021年3月21日から)
(2022年3月20日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売	上		91,542
売	上		68,299
営	業	総	23,242
営	業	収	4,104
販	費	総	27,347
営	及	一	26,259
営	営	般	1,088
営	業	管	
		理	
		費	
営	業	利	60
		益	48
		受	32
		取	77
		利	
		息	
		及	
		配	60
		当	
		金	
		受	48
		情	
		報	
		提	
		供	
		料	32
		収	
		入	
		入	
		他	219
		の	
営	業	外	
		費	
		用	
		支	51
		払	
		利	18
		息	
		却	
		償	
		費	11
		行	
		保	
		証	11
		料	
		他	93
		の	
特	別	常	
		利	1,214
		益	
特	別	利	
		益	
		投	52
		資	
		有	
		価	
		証	
		券	33
		消	
		減	
		差	86
		益	
特	別	損	
		失	
		固	67
		定	
		資	
		産	
		除	
		却	
		損	26
		失	
		93	
		税	1,207
		引	
		前	
		当	
		期	
		純	
		利	
		益	
		法	357
		人	
		税	
		、	
		住	
		民	
		税	
		及	
		事	
		業	
		税	75
		額	
		433	
		当	773
		期	
		純	
		利	
		益	

株主資本等変動計算書

(2021年3月21日から
2022年3月20日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 本 金 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
				固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	4,220	5,766	5,766	570	555	960	3,380	5,466
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	-	△192	△192
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩	-	-	-	-	△18	-	18	-
当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	-	773	773
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	-	-	-	-
株 式 給 付 信 託 に 対 する 自 己 株 式 の 処 分	-	-	-	-	-	-	-	-
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	-	-	-	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△18	-	599	581
当 期 末 残 高	4,220	5,766	5,766	570	536	960	3,980	6,047

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△936	14,516	1,047	1,047	15,564
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	-	△192	-	-	△192
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩	-	-	-	-	-
当 期 純 利 益	-	773	-	-	773
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0	-	-	△0
株 式 給 付 信 託 に 対 する 自 己 株 式 の 処 分	3	3	-	-	3
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	-	-	△197	△197	△197
当 期 変 動 額 合 計	3	584	△197	△197	387
当 期 末 残 高	△932	15,101	850	850	15,951

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月6日

株式会社 ヤマナカ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 奥田 真樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 伊藤 貴俊

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヤマナカの2021年3月21日から2022年3月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマナカ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月6日

株式会社 ヤマナカ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥 田 真 樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 貴 俊

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヤマナカの2021年3月21日から2022年3月20日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年3月21日から2022年3月20日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大による事業への影響を極力抑えるため、当社グループは、「衛生管理基本方針」を策定し、感染予防と拡大防止対策に取り組んでおります。そして、監査役会はその実施状況を確認しております。

2022年5月10日

株式会社ヤマナカ	監査役会
常勤監査役	福井久造 ㊟
監査役(社外監査役)	笠松栄治 ㊟
監査役(社外監査役)	横井陽子 ㊟

以上

トピックス

TOPICS 01 ヤマナカアスティ店リニューアルオープン

2021年11月12日(金)、名古屋市千種区のヤマナカアスティ店をリニューアルオープンいたしました。

「ヤマナカアスティ店」は1987年の開店より、長きにわたりお客様にご愛顧いただいておりますが、この度、より地域のお客様のご期待にそえるお店になるべく、新鮮でおいしい旬の野菜や果物の箱売り・バラ売り、バイヤーが自信を持って買い付けた新鮮でお値打ちな生魚の対面販売、上質な牛焼肉・すきやき肉の拡売など、これまで以上に生鮮部門に力を入れたお店として生まれ変わりました。加えて、鮮魚コーナーの魚を使用したお寿司や地元の人気店の和菓子、フランテ店舗で人気の商品の導入など、「アスティ店ならではの」品揃えで地域のお客様のニーズにお応えします。



TOPICS 02 ヤマナカ新中島店リニューアルオープン

2022年3月4日(金)、名古屋市中川区のヤマナカ新中島店(旧新中島フランテ館)をリニューアルオープンいたしました。

1階食料品売場は、生鮮・惣菜売場を大幅に拡大し、鮮度、品質、産地にこだわった商品を今まで以上に選びやすく買い回りしやすい売場に刷新するとともに、ファミリー世帯向けの大容量商品、フランテ店舗で人気の商品、「ヤマナカ新中島店ならではの」の商品など、より多くの世代の皆様にお買い物を楽しんでいただける売場となっております。

2階衣料品売場も刷新し、キャンプやバーベキュー用の雑貨や衣料品を充実し、食料品と共に生活を豊かにする売場として新たな提案を実施します。



TOPICS 03 ヤマナカ創業100周年

ヤマナカは、2022年2月7日に創業100周年を迎えました。これはひとえに、ヤマナカに関わる皆様に長きにわたりご支援いただいた賜物であると、心より感謝いたします。“100年後の未来もお客様とともに”を合言葉に、今後も良い商品の品ぞろえやサービスの提供、地域貢献・環境保全の取り組みに尽力してまいります。



ヤマナカ

100年後の未来もお客様と共に

TOPICS 04 ヤマナカ公式アプリ運用スタート

2022年3月17日より、ヤマナカの公式アプリがお客様向けにサービスを開始しました。スマートフォンでチラシを閲覧したり、グラッチェカードと連携することで簡単にチャージ残高やポイント数等が確認できるなど、ご利用者の方の利便性を高める機能をご利用いただけます。

ヤマナカでは、デジタル販促を強化し、顧客価値創造に努めてまいります。



TOPICS 05 株主優待の変更

当社は、株主の皆様への日頃のご支援に感謝するとともに、株主優待制度を通じて当社へのご理解を一層深めていただくことで当社株式に対する投資魅力を高めることを目的として、株主優待制度を実施しております。

今般の株主様の当社株式保有状況を踏まえ、当社株式を一定数以上かつ中長期に保有して頂ける株主様への還元策の変更、およびお客様株主様への優待内容の変更を実施することを決定いたしました。



「商品詰合せ3,000円相当」

「お米1,500円相当」

「お米1,000円相当」

変更後株主優待一覧

毎年3月20日時点 ご所有株式数	株主優待の内容	
	1年未満	1年以上継続保有
100株以上 200株未満	当社電子マネーカード 1,000円引換券	お米1,000円相当 または当社電子マネーカード 1,000円相当
200株以上 300株未満	お米1,000円相当 または当社電子マネーカード 1,500円引換券	お米1,000円相当 または当社電子マネーカード 2,000円引換券
300株以上 400株未満	お米1,500円相当 または当社電子マネーカード 2,000円引換券 またはご寄付1,500円	お米1,500円相当 または当社電子マネーカード 2,500円引換券 またはご寄付1,500円
400株以上 500株未満	お米1,500円相当 または当社電子マネーカード 2,500円引換券 またはご寄付1,500円	お米1,500円相当 または当社電子マネーカード 3,000円引換券 またはご寄付1,500円
500株以上 1,000株未満	お米1,500円相当 または当社電子マネーカード 3,000円引換券 またはご寄付1,500円	お米1,500円相当 または当社電子マネーカード 3,500円引換券 またはご寄付1,500円
1,000株以上	商品詰合せ3,000円相当 または当社電子マネーカード 5,000円引換券 またはご寄付3,000円	商品詰合せ3,000円相当 または当社電子マネーカード 6,000円引換券 またはご寄付3,000円

※詳細につきましては、当社ホームページをご確認ください。

株主メモ

株主メモ

事業年度	毎年3月21日から翌年3月20日まで
定時株主総会	毎年6月(ただし20日までに開催)
基準日	定時株主総会の議決権 毎年3月20日
	期末配当金 毎年3月20日
	中間配当金 毎年9月20日
上場証券取引所	名古屋証券取引所 メイン市場 (証券コード8190)

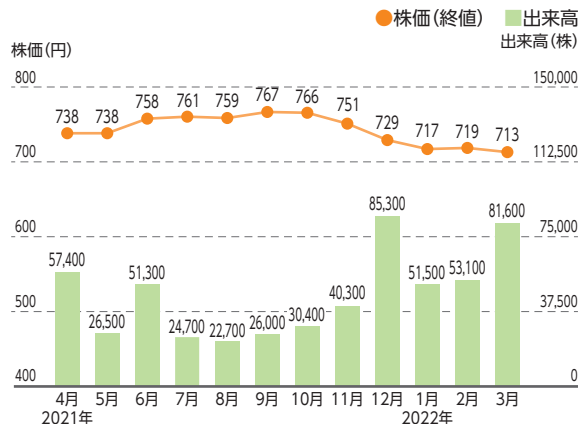
単元株式数 100株

公告方法 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

公告掲載URL
<https://www.super-yamanaka.co.jp>

株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	〒460-8685 名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話照会先	☎ 0120-782-031 (フリーダイヤル)
取次事務	は三井住友信託銀行株式会社の全国本支店で行っております。

株価と出来高の推移



第65回定時株主総会決議ご通知につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.super-yamanaka.co.jp>) に掲載させていただきます、書面の送付は行わないことといたしますので、何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。

グラッチェプラスカードのご案内

お得な特典いっぱいなポイント+電子マネーの**グラッチェプラスカード**の会員を募集中!!

**グラッチェカード会員様には
お得な特典いっぱい!**

- お買物でポイントが貯まる!
500ポイント(100円分)の特典が貯まります。
※500円以上の決済額でご利用ください。
- 500ポイント **電子マネープレゼント**
500円分の特典が貯まる。500円分の特典がプレゼントされます。
- 月間お買上げで **電子マネープレゼント**
お買上げ額に応じて(500円/1000円)の特典が貯まります。
※お買上げ額が500円以上の決済が必要です。
- お誕生日に **10ポイントプレゼント**
お誕生日当日の1日限りでの特典がプレゼントされます。
- 5月・15日・25日 **5%割引プレゼント**
※500円以上の決済額でご利用ください。
- 7月・17日・27日 **5%割引プレゼント**
※500円以上の決済額でご利用ください。
- 毎週木曜日 **2倍DAY**
※500円以上の決済額でご利用ください。
- 毎月2日曜日 **5倍DAY**
※500円以上の決済額でご利用ください。
- VIP会員様にはさらに特典が♪
お買上げ額に応じての特典がさらに増えます。詳しくは当店のホームページをご覧ください。

ポイント+電子マネー **Gracie+** **グラッチェプラスカード** **会員募集中**

お買物で **電子マネー** がつかえる

VIP会員様にはさらに特典が♪
お買上げ額に応じての特典がさらに増えます。詳しくは当店のホームページをご覧ください。

ポイント+電子マネー **Gracie+** **グラッチェプラスカード** **無料**

Frante

ホームページのご案内

<https://www.super-yamanaka.co.jp/>

お客様、お取引先、当社グループの従業員、学生やパート・アルバイトの採用希望者、投資家など、当社に関わるすべてのステークホルダーに対して、当社の取り組みを分かりやすく伝えることができ、見やすく、便利なホームページとなっておりますので、ご覧ください。



株主総会会場ご案内図

会場 名古屋市東区葵三丁目16番16号
ホテルメルパルクNAGOYA 2階「瑞雲の間」

交通機関 地下鉄（東山線）千種駅下車（1番出口）西へ徒歩約1分
地下鉄（桜通線）車道駅下車（3番出口）南へ徒歩約5分
J R（中央線）千種駅下車 西へ徒歩約5分

*当日は駐車場のご用意ができませんので、公共交通機関をご利用
くださいますようお願い申し上げます。

*受付は2階でいたしております。



*株主総会ご出席の株主様へのお土産はございません。
何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

